

令和7年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和7年9月10日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番 森 ルイ	2番 浜田 幸造
3番 赤松 良雄	4番 水橋 直行
5番 進藤 雅通	6番 下末 典和
7番 末光 透	8番 信谷 俊樹
9番 渡辺 年範	10番 閑田 大祐

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

5番 進藤 雅通	6番 下末 典和
----------	----------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 宮地 丈彦	書記 岡田 愛子
--------------	----------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長 谷川 正芳	副町長 小田 博
教育長 佐々木 智彦	総務課長 坂田 誠
企画課長 竹下 良二	税務課長 平道 龍二
住民課長 亀井 成美	会計課長 岡田 貴美
健康福祉課長 川野 義彦	地域経営課長 三村 竜也
建設課長 下川 昇	環境衛生課長 河田 弘文
学校教育課長 山本 秀樹	生涯学習課長 川本 亮之

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

第2 承認第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて

第3 議案第38号 大崎上島町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第4 議案第39号 令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）

第5 議案第40号 令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)

- 第 6 議案第41号 令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第42号 令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第43号 令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第44号 令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第45号 令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第46号 令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第47号 財産の取得について
- 第13 議案第48号 財産の取得について
- 第14 議案第49号 財産の取得について
- 第15 議案第50号 財産の取得について
- 第16 認定第 1号 令和6年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 2号 令和6年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 3号 令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 4号 令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 5号 令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 6号 令和6年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 7号 令和6年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 8号 令和6年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 9号 令和6年度大崎上島町下水道事業会計決算認定について
- 第25 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（閑田大祐君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（閑田大祐君） 日程第1、報告第8号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第8号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告書の1ページをご覧ください。

令和6年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分欄のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の2指標は、一般会計等の実質収支が黒字のため、該当はございません。また、将来負担比率につきましても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため、該当はございません。実質公債費比率につきましては比率が11.5%で、前年度の10.7%に比べて数値は増加しましたが、国の定める早期健全化基準の25%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をいたしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、算出数値としての経常一般財源には町税や普通地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改革等により大きく左右されることとなります。今後も、収入の確保に努めるとともに、経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたり、その点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第2、承認第5号専決処分した事件の承認を求めるについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第5号専決処分した事件の承認を求めるについて説明を申し上げます。

大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年6月4日付で国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われ、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ選挙長等の費用弁償が引き上げられたため、同様の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年6月16日付で大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田誠君） 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正点について説明いたします。

各委員の報酬額が変更となりました。選挙長、日額1万700円を日額1万2,200円に、投票管理者、日額1万2,700円を投票所の投票管理者、日額1万4,500円に、期日前投票管理者、日額1万1,200円を期日前投票所の投票管理者、日額1万2,800円に、開票管理者、日額1万700円を日額1万2,200円に、投票立会人、日額1万800円を投票所の投票立会人、日額1万2,400円に、期日前投票立会

人、日額9,600円を期日前投票所の投票立会人、日額1万900円に、開票立会人、日額8,900円を日額1万100円に、選挙立会人1回8,900円を1回1万100円に引き上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森議員。

○1番（森 ルイ君） 報酬が上がるということなんですけれども、立会人などは1日拘束されるということで、人を集めのもなかなか難しくなってきているかと思うんですが、今後の選挙において投票所の数を減らしていくことのお考えなどはありますでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 投票所の数を減らすっていうのが、立会人が生野島地区なんですけれども、なかなか立会人が集まらないという情報を得ています。今その点につきまして、そこの投票所を閉鎖してどこかの、第1投票区になると思うんですけども、そこに生野島の方が投票してもらうっていう方向を選挙管理委員会のほうで検討しております。次回の広島県知事選挙までには方向性を示したいと思っております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 生野島以外の箇所においても人員を選出するのが難しくなっているものもあるかと思います。

今後に向けて投票所の数を減らしていくとなった場合には、投票がしにくくなった方々の交通手段ですとか、何かバスを走らせるですか、例えばスーパーなど、人が集まりやすい場所に投票所を設置するということも考えていかれてはいかがと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今回、一部投票所を閉鎖してという案を出させてもらってるんですけど、基本的な考え方として投票所を減らすっていうのは投票率が下がってしまうっていうところの観点がありますので、なかなか投票所を減らすっていうことはできないと

思っています。今のできる限りの投票所を開設して、それプラス、例えばスーパーであるとか、開発センターで1日やるとか、学校に出向くとかというのは検討の余地があると思っていますので、今後検討して対応していきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第5号専決処分した事件の承認を求めるについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、議案第38号大崎上島町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第38号大崎上島町附属機関設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

大崎上島町行政評価委員会の立ち上げに伴い、当該委員会が附属機関に該当することになるため、附属機関設置条例に加えることとし、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまして、改正の趣旨と内容についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、町が遂行する業務等に対して公正かつ中立的な立場から評価を行う機関として、新たに大崎上島町行政評価委員会を設置するものでございます。この委員会は、執行機関の事務に関する調査、審査を行うものであり、町職員以外の方にも委員としてご参加いただすことから附属機関として位置づける必要があるため、附属機関設置条例の改正を行うものでございます。

次に、大崎上島町行政評価委員会の概要について説明いたします。

本委員会は、町政に対する住民の要望や苦情等に対する町の対応について公正かつ中立な立場から評価を行い、その結果について町長をはじめとする執行機関に報告または意見として提出することにより、町政の公平性及び信頼性の向上を図ることを目的としております。これにより町民に開かれた町政を実現し、より一層の町政の進展につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 総務委員会のときも質問したんですけども、例えば過去の事例でいつまで遡るかということと、例えば前回、僕、6月議会で垂水の知つところの樋門の管理について、町長は調べてないって言われたんですけども、住民の声を聞けば、ポンプを稼働する時間が遅かったために2メートル上がった時点で、上がったから遅くなったりんですけども、町長は調べる気がないんは別の機会にしますけども、そういう事例とか、前回質問した例えば税金でも、課税間違い、本人の申請ミスもあるけども、いろいろな関係で課税ミスがあって13年遡って出したりとか、いろいろ職員上のミスもあるし、こっち側の申請ミスもいろいろあるんだけど、どこまで受付して、とにかく出せば受け付けるのかということと、何年前に遡ってやるかということがよく分からないんで、どこまでやつてんでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今回の行政評価委員会は、町長がそこの委員会に諮問する案件について審議をいたします。どこまで遡るかという回答なんですけれども、そこはまた町長の判断によると思いますので、案件を申請したら全てこの諮問委員会にかけるということではございません。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） じゃあ、例えばさっき言った税金の件で、税金の遡及は5年ですね、本来は。だけど、いろいろ町のミスがあったということで13年ぐらい戻って支払いされたというのは町長も知つとるかも分からんですけども、そういう事例もあって、それも本来は行政書士からの通達があったにもかかわらずそれをしてなかつたかどうかはよう分からぬけども、13年遡って出しどんですよ。それは、本来はさっき言った5年までだけど、13年。それは、13年出した例は13年までしかデータがなかつた、だから13年遡って出したけど、普通の一般的の、税務課長とやり取りすれば普通は5年しか、相互のミス等いろいろあるけど、5年になるけども、そういういろいろ案件がある中で誰がどのようなことを、さっきのポンプのも、坂田さんは言いにくいけえ答へんかったけども、あれでも7年か8年前に、その担当者が悪いのは悪いんじやけども、そこら辺の管理も含めて誰がどういうふうなことの事案でその検討委員会に持つていかれるのか。

ミスはないようにしたら一番ええんだけども、ミスはこれからも起きてくることも含めてどういうふうな対応をしてくれるのか。基準が大まかには分かるんじやけど、何をしてどこまでいくというんがよく分からないんですが。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

時効にとらわれるということは原則としてはないと考えております。逆に、その内容によってということになってまいります。ですから、二度とあってはならないというようなこと、非常に住民にとって不利益を被つたんだけれども、遡って時効だからというような判断はせずに、ただ法的なものはもう5年で切れてしましますので、それに代わってどういう形でその是正をしていくかというのは、二度とこうすることをしないという方向で考えていくという手段にしていきたいという気持ちでの判断でございます。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） ミスは誰でも起きるということは、僕らもミスをいっぱいしてますから二度とせんように努力しとるんだけど、やったことをみんなでどういう共有をするとかということ、例えばその課で隠すとかじやなしに、職員がどこへ行くかは分からないから、こういうミスがあったんなら名前を伏せてでもいいから、ささいなこと、大きなことをやった事象については全職員が共有して、二度とないように、5年だったら忘れるかも分からんけども、そこら辺を含めたミスのないような研修も含めて考えていただきたいんですが。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

運用につきましては、総務課も全体のことを考えながらの整理をしてまいりますので、そのような趣旨に沿った形になっていこうかと思います。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） ほかにありませんか。

森議員。

○1番（森ルイ君） 委員の選定についてなんですかとも、委員が何名ぐらいで考えていらっしゃるかということと、町内、町外、どちらからの選定を考えているのか、また報酬などについてもお伺いします。また、資格を持っている方なのか、それ以外なのかということについてお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田誠君） 森議員の質問にお答えします。

組織の委員の数なんですけど、3名を予定しております。

あと、どういう組織にしていくのかということなんですかとも、まず弁護士、法律に詳しい方、あと行政労務士と監査委員さん等を検討しております。この組織の選定なんですけど、町長がその方にふさわしいっていうのを認めた方になるのでまだ正確には分からないんですけど、そういうことを今検討させてもらっております。

報酬額なんですけども、今現在では他の委員さんの報酬額で日額6,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 弁護士など、資格をお持ちの方に町外からお願ひするとして、日

額6, 000円の報酬というのは少ないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 町としても、少ないかなという認識はございます。よその市町では大体3万円前後の金額を払っているので、今後これを進めていくにつれて報酬額を検討していきたいと思っております。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第38号大崎上島町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、議案第39号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第39号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9, 251万

7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5, 637万1, 000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、職員の配置替え等に伴う人件費の調整、こども家庭センター事業に要する事業費について追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、地方特例交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、その他の特定財源を計上するとともに、繰越金を予算化し、基金繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページ目をお願いします。

第2表地方債補正では、発行額の確定事業費等の追加に伴い、限度額の調整等を行いました。起債の限度額について、4事業総額で940万円の増額を行っております。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、地方特例交付金では交付額の決定に伴い27万1, 000円の減額を、地方交付税では交付額の決定に伴い普通交付税9, 466万9, 000円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金ですが、国庫負担金の民生費国庫負担金では子ども・子育て支援交付金414万3, 000円の追加を、国庫補助金の総務費国庫補助金では新しい地方経済・生活環境創生交付金345万9, 000円の追加を計上しております。

10ページをお願いします。

民生費国庫補助金では子ども・子育て支援事業補助金605万円の追加を、次に県支出金ですが、県負担金の民生費県負担金では子ども・子育て支援交付金103万6, 000円の追加を、繰入金ですが、特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金では令和6年度事業確定に伴う精算繰戻し分として介護保険事業特別会計繰入金2, 462万4, 000円の新たな計上を、11ページをお願いします、基金繰入金では歳入歳出予算の均衡を

図るため、財政調整基金繰入金2億4, 175万2, 000円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越額の確定に伴い、収入額と予算計上済額との差額1億9, 110万2, 000円の追加を計上しております。

次に、町債ですが、土木債の道路橋りょう債では道路橋りょう整備事業250万円の追加を、港湾債では県営港湾建設改良事業負担金400万円の追加を計上しております。

12ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事異動確定等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の企画費にDX推進事業に348万5, 000円の計上を行っております。

13ページをお願いします。

基金費では、財政調整基金積立金9, 600万円の追加を計上しております。

14ページをお願いいたします。

民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に定額減税補足給付金（不足額給付）に1, 152万1, 000円の追加を、障害者福祉費では前年度の給付費補助金及び負担金精算に伴う返還金として重度心身障害者医療費に58万2, 000円の追加を、介護給付・訓練等給付費に16万4, 000円の追加を計上しております。

15ページをお願いします。

後期高齢者医療費では後期高齢者支援システム、収納管理システム等の事務費調整として事務費等繰出金556万3, 000円の追加を、児童福祉費の児童福祉総務費に令和8年度設立予定のこども家庭センターの事務室改修整備としてこども家庭センター事業に621万5, 000円の追加を計上しております。

16ページをお願いします。

衛生費では、保健衛生費の温泉管理費に給湯管の劣化による漏水工事としてふれあいの館管理費に639万1, 000円の追加を計上しております。

17ページをお願いいたします。

商工費では、商工費の、18ページをお願いいたします、交流定住推進費に分譲地売買契約解除に伴う売買代金の返還として定住促進住宅用地分譲事業136万6, 000円の追加を計上しております。

土木費では、道路橋りょう費の道路維持費に町道幸田線舗装工事254万3,000円の追加を、道路新設改良費に町道神峰山線改良事業に160万円の追加を計上しております。

19ページをお願いします。

港湾費の港湾建設費に県事業費増額による負担金増として県営港湾改良事業負担金395万円の追加を、住宅費の住宅管理費に大榆住宅駐車場建設工事等に835万4,000円の追加を計上しております。

教育費では、教育総務費の事務局の物価高騰に伴う給食費補助として事務局運営諸費に214万6,000円の追加を計上しております。

21ページをお願いします。

社会教育費の公民館費に木江公民館調理室・エアコン設置等として公民館管理運営費133万5,000円の追加を、保健体育費の体育施設費に東野屋内運動場防水工事等として屋内外運動場等管理費151万1,000円の追加を計上しております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 文化センターのAED設置を三十何万円で、あのときに意見を言ったんですけども、町長と総務課長に言うんですけども、例えば津市でいえば小学校69校全て屋外に出しとんです。全部のAEDのうち227校が全部屋外に出しとんです。例えば、善通寺市とか山梨とか坂出市とかというところは外に出して、いつでもAEDが取れると。

町長も分かつとるように、体育館の中に入ってAEDがあるということは、体育館のガラスをめぐか、さっき総務課で言うたら体育館の扉を開けてもいいという方法があるんですけども、それまでにAED、よその市町村がやっとる事例もあるし、やってない事案もあるんですけども、消防署に聞くとなるべく外にあったほうがいいということもあるんで、これから検討でなるべく外に契約時にするか、どこにするかということと、教育委

員会と総務課が連携して外に出す方向に検討してほしいということと。

もう一個は、保険についてはG P Sを入れたり、保険を掛けたりしていつでもできるようにしてある市町村もあるんで、さっき調べただけで、そういう市町で全部出しとる市もあるし、さっき総務課長が言ったらどこでしょんか言うけえ、そういう事例もあるんで、してない市等もあるけども、なるべく……。

○9番（渡辺年範君） 関係あるん。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員、一問一答方式じゃけん、A E DならA E Dだけでいい。まずは聞いて。

○3番（赤松良雄君） ほんじやけえ、A E D、その分をやるんなら保険を掛けたり、消防署に聞いたらなるべく出してくれるほうがいいということなんで、その検討はいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田誠君） 中に入れてる理由もございまして、いたずらがあるとか、車でぶつけるとかという、故障のもとになるとかといいろいろな条件があって中に入れてるようなこともあります。また教育委員会と、また消防署と検討しながら、よその市町の事例も今教えていただきましたので、どうするべきが一番ベストなのかを検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） もう一個。通知で、昨年度の予算で、消防署の屯所全て、30個ぐらいか何か知らんが買ったんだけども、総務課長にさっきお願ひしたんですけど、消防署の屯所の外にもA E D設置という看板を出して、住民には多分周知すると思いますけど、あの赤い看板を出していただきたいんで、よろしくお願ひしたいと思います。これは答弁いいですけど。

もう一個は、こども家庭センターを設置するんはいいんだけど、木江の建物は四十数年たつとのに、あのときに僕も全然質問したが、今考えてみれば600万円もかけるって設備がないからこれぐらいでできるけれども、木江自体もあっちこっち修繕したりすることも含めてあるんだけど、将来的なことを含めればどこかに設置すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○8番（信谷俊樹君） どこのことを言ようるんか一つも分からん。

- 議長（閑田大祐君） 健康福祉課長。
- 9番（渡辺年範君） ページ数と款項目節言うたろ。
- 8番（信谷俊樹君） 款項目節書いとろう……。
- 3番（赤松良雄君） はい、はい、分かりました。
- 健康福祉課長（川野義彦君） お答えします。

一応、木江支所は耐震工事を完了しております、耐震性も担保であります。今後、支所機能がどうなるかという話はあろうかと思いますが、一応現在一番ベストなのは木江支所内にこども家庭センターを置くと。そこには児童福祉部門、母子保健部門もありますので、現在では一番ベストな位置だと考えております。

以上です。

- 議長（閑田大祐君） 森議員。
- 1番（森ルイ君） 12ページ、2、1、6、総務費、総務管理費、企画費、DX推進についてなんですか、町長は出張が多くて町内に不在のことも多いかと思うんですが、このDX推進ということで市長決裁をオンラインでやっている市町もあります。このようなことも取り入れたらいいかと思うんですが、電子決裁については取り入れの方向性はいかがでしょうか。

- 議長（閑田大祐君） 企画課長。

- 企画課長（竹下良二君） 森議員のご質問にお答えします。

将来的には、そういった決裁システムの導入を今後検討していきたいと思います。

- 議長（閑田大祐君） 森議員。
- 1番（森ルイ君） 現状で決裁が滞ってしまっているなどのことがないか、町長にお伺いしてもよろしいですか。

- 議長（閑田大祐君） 町長。

- 町長（谷川正芳君） 森議員の質問にお答えいたします。

出張した場合でも、今我々DXの推進でアウトロックというソフトウェアを使っておりまして、予定から町内のデータまで全部共有できるようになっております。それで、チャット機能も使って、それでこういうことがあるというメールが入ってまいります。ですから、出張するときも常に連絡は取り合っております。ですから、決裁という意味では、出張から戻った日は私は夜遅くなつてもその日のうちに全部起案、決裁を処理するという形を取っておりますので、今まで不都合があつたということは一件もございません。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 16ページの4、1、7で、ふれあいの館の補修についてなんですかけれども、これは委員会でも話になって、補修がここ近年度重なっていると思うのですけれども。これは委員会での内容ですが、以前から移転なり全面改修なり等々検討はしないですかという話の中で、全面を大きく改修する案、その場で建て替える案、そもそもなくす案、移転する案、4案ぐらいはあって、それをいろいろこれから検討しないといけないですねという話に委員会ではなったんですが、町長、今のお考え、どういうお考えがあるですか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

今のように場合分けがいろいろあろうかと思います。まず、今、今回の補正等でやった対応につきましては配管を埋めるという方式からできるだけ外に出た形で、要するにいたちごっこにならないように、配管の部分でこれから休館が起こるようなことができるだけないような形を、対応をまずもって、今の施設を使うに当たっての不都合というものをなくしておくというのは前提とした今回の補正予算になっております。

将来のことについてでございますけれども、これは大串地区、原田地区両方にとつても、どのような形にするかということで調整を取ってさせていただきたいというふうに我々考えておりますので、長期計画の中でもその地区の部分でどうしていくかという部分は議会にも諮りながら、また町民の声も聞かせてもらいながら整理をもう一度させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） このふれあいの館、以前から今後ないような形の補修をしたんですっていうのがここ近年続いとるように思われます。その上で、これは昨日一般質問させていただいた内容じゃないんですけど、町民サービスの一環の施設であって、以前はあそこに焼却場があったので、迷惑施設としての還元施設としての位置づけがあったと思います。今はもう迷惑施設としては対象となってはないんですけども、災害の折の避難施設

という指定はあるんだと思うんです。思うんですというか、施設になっているんですが、その上で隣に今ストックヤード、広域組合の建物があって、例えば広域と話をしていただいて避難施設を受けてもらうとかという形もしながら、移転にもつながると思うんです。

前期において会派で、町長のほうにも要望事項として、町民サービス等々も含めた上で今後のことをしっかり考えてもらえませんかって2年か3年前に提出させてもらったんですが、それに対してもまだ何ひとつ回答はいただいてないところであります。そのうち検討という話になるといつまでもずるずるできないのもありますので、できるだけ早めの対応をしていただきたい、町民の方に不便のないよう、サービスがしっかりできるように検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

答弁結構です。

○議長（閑田大祐君）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第39号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君）異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君）日程第5、議案第40号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第40号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,351万円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰越金2,251万2,000円を予算化し、歳出予算では前年度決算に伴い、基金積立金2,251万4,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第40号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第6、議案第41号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第41号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億143万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,834万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰越金1億348万9,000円を予算化し、歳出予算では前年度決算に伴い基金積立金4,271万8,000円、国庫支出金等の精算に伴い償還金3,614万9,000円、一般会計からの繰入金の精算に伴い他会計繰出金2,462万4,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第41号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第7、議案第42号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保

険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第42号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ693万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,593万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金556万3,000円、繰越金104万5,000円を追加計上し、歳出予算では子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費として600万円、広島県後期高齢者医療広域連合からの通知等に基づき広域連合納付金88万7,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり

決定されました。

○議長（閑田大祐君）　日程第8、議案第43号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君）　議案第43号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,597万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では令和6年度決算の確定に伴う繰越金11万3,000円を追加計上し、繰入金58万3,000円の追加計上により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、港湾費の工事請負費に港湾施設水道メーター交換工事費26万9,000円、天満港トイレ等改修工事費32万7,000円など、計69万6,000円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）　討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第9、議案第44号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第44号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ594万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では令和6年度決算の確定に伴う繰越金19万3,000円を追加計上し、繰入金2万4,000円を減額計上することにより歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、漁港費の工事請負費に沖浦漁港公園施設水道メーター交換工事に係る費用として16万9,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第10、議案第45号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第45号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ64万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億367万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、令和6年度決算の確定に伴う繰越金67万円を追加計上し、繰入金2万3,000円を減額することにより歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、事業費の需用費に町営フェリーさざなみの空調設備改修工事費64万7,000円の追加計上をしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第45号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第11、議案第46号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第46号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的支出の予定額において、下水道事業費用を4億3,175万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、下水道事業費用、管渠費の工事請負費に942万2,000円を追加計上し、資本的収入では企業債150万円を、資本的支出では管路建設改良費に工事請負費287万8,000円を追加計上し、棚卸資産購入限度額を255万円と定めております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第46号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

10時20分より再開いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（閑田大祐君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（閑田大祐君） 日程第12、議案第47号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第47号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、非常用浄水装置の購入契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

当該契約につきましては、令和7年8月5日に指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、同月8日に契約金額1,108万8,000円で仮契約を締結しております。

この非常用浄水装置は、災害等による断水時に町民の飲料水及び生活用水を確保するためのものであり、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した避難所用資機材整備事

業の一環として整備するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 委員会のときに質問すればよかったですけど、財産を購入するときには大まかなカタログというか、表紙というか、仕様がどれぐらいの、1分間に何リットルとか、後の下の部分も含めてだけど、概略と写真と見取図ぐらいをつけてもらつたらえかったのに、あのとき言やえかったんですけども。質問じゃないんですけど、お願いですけども、よろしくお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 答弁はいいですか。

○3番（赤松良雄君） はい。

○議長（閑田大祐君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） じゃあ、今の質問の続きなんんですけども、排水能力はどの程度なんですか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田誠君） 今手元に資料がございませんので、また回答させていただきます。

○9番（渡辺年範君） じゃあ、いいです。

○議長（閑田大祐君） いいですか。

○9番（渡辺年範君） はい。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第47号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第13、議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第48号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、大崎上島町立学校学習用端末購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

当該契約は、8月22日に大崎上島町立学校学習用端末購入に係る仮契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により株式会社大塚商会広島支店と契約金額2,017万8,092円で締結しております。

契約の概要は、学習用端末303台のほか、周辺機器搬送設置、フィルタリング初期設定等、GIGAスクール構想における1人1台端末の更新に伴い、町立小・中学校の児童・生徒が使用する端末の整備です。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第48号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第14、議案第49号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第49号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本議案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、ストーブ購入に係る契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

当該契約につきましては、令和7年8月26日に指名競争入札を執行した結果、株式会社消防防災が落札し、同月29日に契約金額742万5,000円で仮契約を締結しております。

購入予定のストーブは、災害時の避難所等で低体温症や裂傷の予防のため、停電時でも使用可能な暖房器具として石油ストーブを整備するものであり、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した避難所用資機材整備事業の一環として整備するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森議員。

○1番（森 ルイ君）　ストーブについてなんですか？石油ストーブということで、ファンヒーター型のものか、昔あったような型の火が見えるような形のものか、どちらでしょうか。

○議長（閑田大祐君）　総務課長。

○総務課長（坂田 誠君）　学校で使ってるような、火が見えるって言ったら変ですか？ファンヒーターではない形のものでございます。

○議長（閑田大祐君）　森議員。

○1番（森 ルイ君）　直接触って熱くなるような場合には柵も検討が必要かと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君）　総務課長。

○総務課長（坂田 誠君）　一応、天井のところは熱くならないものを使っています。横に関して、やけどをするようなものではないんですけども、もしそこに子供が近くにいたら危ないので、そういう点も検討したいと思います。

○議長（閑田大祐君）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君）　討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君）　異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君）　日程第15、議案第50号財産の取得についてを議題といたしま

す。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第50号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本議案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、発電機購入に係る契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

当該契約につきましては、令和7年8月26日に指名競争入札を執行した結果、株式会社消防防災が落札し、同月29日に契約金額931万7,000万円で仮契約を締結しております。

災害時の長期停電に備えた電源確保は避難所にとって不可欠であり、電力を確保することで照明、通信、医療機器等の最低限の生活を守るために整備をするもので、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、避難所用資機材整備事業の一環として整備するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 1点お伺いいたします。

この発電機を動かすのは何で動かすんですか。それと、もし灯油とか石油とかそういうもんだったら免許が要って、枠が要って、そういう規制が結構あるんで。それと、災害のときに運搬ができるかどうか、備蓄ができるかどうか。多分できないと思うんで。その上の石油ストーブと一緒に、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 燃料はガソリンでございます。あと、避難所に持ち運びができるかということなんんですけど、携帯用なので持ち運ぶことができます。

燃料の保管については、今年度当初予算で要求させていただきました危険物の保管庫を設置しますので、そこで保管していきたいと思っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 何か所か分けてやるんだと思うんですけども、分けてストーブとか発電機を置くと思うんですけども、そこの場所に各一個一個別々に保管とかそういうことができるようなものを造るのかどうか。というのは、災害が起きるとときにはなかなかあっちこっちに行けないと思うんで、その辺のことはどういうふうに対応するのかがいまいちよく分からぬんで、お伺いいたします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 燃料保管庫については1か所に検討しております。あと、発電機については、今年度西野小学校のところに備蓄倉庫を建てるのと、今、東野中学校跡地に備蓄倉庫がございますので、そこの2か所で分割して保管したいと思っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 嫌がらせみたいになるんじゃけど、木江には一つも置かんのよ。何で木江だけいつも。プールもないし何もないし、何でもかんでも離れるとみたいなんで、それはちょっと嫌がらせみたいなんですけど、あえてお聞きします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 木江のトンネルを過ぎた後の体育館の下のところに備蓄倉庫も検討したんですけども、海水が上がってくる可能性もあるということで西野小学校のほうに備蓄倉庫を建てました。体育館の中に小さいんですけども、備蓄倉庫がありますので、その辺も検討させていただきたいと思っております。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 町民の方が知りたいもんですから、これを何台買うのかということと、ほんで1台何ぼになるのか。ストーブのときも聞けばよかったです、ストーブも答えられれば一緒にお願いします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 発電機は43台でございます。この個数なんですけれども、体育館が9、ほいで集会所が39あります。その個数で48あるんですけども、5個、今発電機がございます。その引いた額で43台、単価としては1台20万円程度でございます。

あと、ストーブなんですかけれども、ストーブは75台購入する予定でございます。1台約9万円前後なんですかけれども、これも集会所に1台、あと体育館が9か所あるんですけれども、そこに5台ずつを予定しております。

以上でございます。

○9番（渡辺年範君） 了解です。

○議長（閑田大祐君） いいですか。

ほかにございませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 信谷議員がさっき言った、災害時に配る余力がありますか。それと、ガソリンも200リットル以上やったら免許が要るようになるんで、その1か所に。ほんと、例えば20とか40ぐらいだったらそれぞれの集会所に置いても免許が全然、ただし赤い携行缶は知っとるよね。赤いって、プラスチックじゃない鉄の携行缶を入れることが義務づけられるとるんで、持っていくこと、例えば片山集会所に持ってきてもらうもつかったら何にもならんから置かんほうがええかも分からんけども、そこら辺のことを、原下もつかるところは置かんほうがええけど、一遍に三十何台をだって、あっちも起きとる、こっちも起きとるというて発電機とかいろいろなものを持っていくならば各区に、つからんところは、つかるところは高台に置くとかということをしたほうが、それでガソリンは最低20を1個置くほうが、管理をちゃんとしたほうが一番いいんじゃないかと思うんですが。

つまらん余力をやるよりは初めから配っとくほうが、配れんところは後から配る方法のほうが、さっき言うた木江みたいにつかるところは高台2メートルぐらいの、2.1か、何ぼか。

○4番（水橋直行君） 3.5。

○3番（赤松良雄君） 3.5か。津波の基準より1メートルの高さのところの集会所の中で高台に置いてもらうて、ガソリンはその赤い分で鍵をするとかしながらガソリンを入れてやるほうがいいんではないかと、検討していただければと思うんですが。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 各集会所の管理になると、実際災害が起きたときにそれがあるのかどうかっていうところの管理も含めて検討してまいりたいと思います。特に、今回防災倉庫も整備します。そこで一斉管理して職員が配っていくという効率を今考えたんで

すけれども、実際に災害が起きたときにそれが配れるのかっていうところも含めて検討していきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） ならば、消防屯所にガソリンの小まいのを買うとるところもあるんで、屯所だったら区の役員も自由に出入りできるし、さっき言うたどれぐらいかかるかということも逆算しながら置くほうが、あなたらが配るよりは。なるべく配置できるところは置いとて、できんところは取りに来てもらうとか、配るとかという方法を考えたほうが。39も配るような暇があったら人を助けに行くほうが先ということもあるんで、そこら辺を検討して、消防団との連携もあるけども、そういう方法がいいんじゃないかと思うんですが、また検討していただければと思います。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 備蓄でガソリンを何ぼ保管しようと思うたんですか。消防法で200リットルから免許が要る、ペーパーの免許じゃけど、免許が要るし、消防署に届出をせにやいけんので、それを10個置いただけで200リットルできりぎりなんですよ。じやけえ、39か所じやけえ10ずつよりどつかが多いとこも出てくるんで、そこら辺もぜひ検討していただければと。何を検討しとったんですか、ガソリンは何キロリットル。200以上になったら免許が要るということがあるから、200リットル以上はガソリンは備蓄できませんよということです。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田誠君） 200リットル以内では考えてたんですけども、あと灯油とかいろんな燃料がありますので、その範囲内で今は検討しております。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 50 号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） お諮りします。

日程第 16、認定第 1 号令和 6 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 24、認定第 9 号令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議がないようですので、認定第 1 号から認定第 9 号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 認定第 1 号から認定第 9 号、令和 6 年度大崎上島町一般会計、特別会計、下水道事業会計の決算について認定を求めるについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第 1 号から第 8 号まで、令和 6 年度一般会計外 7 特別会計の歳入歳出決算について、認定第 9 号については令和 6 年度下水道事業会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

認定第 1 号から第 8 号まで、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。一般会計につきましては、超高速通信網整備に伴う既存設備撤去事業の完了や大崎上島環境センター施設整備の完了による広島中央環境衛生組合負担金の減額が、木江保健福祉センター整備事業や町立学校情報機器等整備事業等の増額要因を上回ったことにより、歳出決算規模といたしましては総額で前年度と比較して約 3 億 70 万円、3.9% の減額決算となっております。

令和 6 年度は、物価高騰による物件費や人事院勧告等による人件費の一般財源による経

費が増えたことにより、財政調整基金から約4億4,000万円の取崩しを実施いたしました。財源の不足を多額の繰入金により補わざるを得ない状況となっておりますので、今後ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識いたしております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業等いずれの特別会計につきましても事業運営が大変厳しい時期を迎えており、一般会計と同様に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。

普通会計ベースの財政指標につきましては前年度と比較いたしましてもおおむね良好な状況ですが、先ほど申し上げましたように、慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。

次に、認定第9号下水道事業会計決算でございますが、経営状況といたしましては総収益4億3,202万9,981円に対し、総費用は3億7,916万1,647円となり、5,286万8,334円の純利益となっております。しかし、経費回収率は69%で、基準となる100%を31ポイント下回っております。その財源不足は町補助金にて補っている状況ですので、今後も健全な経営となるよう努めてまいります。

今後も、より一層の財政基盤の健全化を図りながら、各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

決算書には、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

令和6年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） ご異議がないようですので、省略させていただきます。

引き続いて、澤田武義代表監査委員から、令和6年度大崎上島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和6年度下水道事業会計決算審査意見書について報告を求めます。

澤田武義代表監査委員。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、令和6年度大崎上島町一般会計・特別会計歳

入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について報告いたします。

意見書は第1ページからでございますが、審査の対象、審査の期間、それから審査の方針については記載のとおりでございます。

審査の結果については、審査に付された各会計歳入歳出決算書の事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書はいずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めました。また、基金の運用状況に関する調書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めました。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況の概要は当意見書の3ページから61ページに掲載し、64ページ以降に審査資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただき、60ページからの「むすび」に決算の概要と意見を記載しております。ここでは、61ページの決算に伴う財政状況と意見について簡潔に読み上げ、報告とさせていただきます。

61ページでございます。

まず、意見の背景となる財政の状況の確認をしたいと思います。

令和6年度の決算の概況については、歳入歳出とも、下水道事業の企業会計移行も主な要因ではあるが、7年度より10%余りの減少となっています。歳入歳出の内容においては極めて端的な表現とさせていただくと、人件費等、増加が避けられない義務的経費を含んでおり、絞り切れない歳出に対し、町税、前期繰越金等の自主財源の縮小を基金積立ての取崩しで5億500万円を繰入金として歳入を確保し、収支バランスを整えた決算となっています。

そして、財政指標においては、1を超えるほど財源に余裕があるとされる6年度の財政力指数は0.29で、対前年比を下回り続けた5年度と同等の低水準となり、また比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされる経常収支比率は96.2%であり、前年より2.4%上回り、またこの2か年で10.6%も上昇しています。令和5年度に数値として現れた当町の財政課題が一過性ではなく、構造的な課題として顕著となった6年度の決算であったと言えます。今後、こうした財政課題への具体的な取組とその実績としての数値の推移を注意深く見守っていく必要があります。

こうした決算と財政状況を踏まえての意見を申し上げます。

令和6年度は、長期にわたって感染症リスクや度重ねての自然災害リスクがようやく落

ち着きを見せた中での1年でした。職員各位におかれでは、担当課持ち場において事務事業を地道に着実に実行され、その使命を果たされてきたことにまずもって敬意を表したいと思います。

収入未済について、債権確保対策委員会において一体的な取組と担当課の地道な手続の積み重ねによって滞納整理、滞納額の回収に成果を上げて、収入未済総額の壁であった1億円を割り込む圧縮を実現しています。引き続いて、滞納整理手続を重ねるとともに、現年滞納の交渉を図りながら収入未済額の圧縮を進めてください。

不用額について、今年度の不用額は全会計の合計予算現額約111億円に対し、約8.3億円が不用額として計上され、予算現額の7.4%となり、前年の9.1%から1.7%改善されています。丁寧な予算管理で、完全な財政運営のためにも引き続き一層の改善に努めてください。

補助金について、補助金の交付と管理手続の見直し改善はかなり進んできました。現在の補助団体の中には、実際の活動が縮小している団体も見受けられます。財源の縮小は今後も続くと思われる所以、さらなる精査、見直しを進めてください。

各種事業の執行について、毎年度要請してきたことですが、補助事業、指定管理事業、委託事業等について、個々の事業についての事業プロセスの点検を行い、法令、条例、規則との適合を確認するとともに事業効果の適切な評価を行い、評価結果に基づいての次年度の予算づけを徹底し、事業目的にかなう、そしてコストに見合う成果を上げてください。

終わりに、令和6年度の決算において、財政規模の縮小、特に歳入の縮小と財政指標の悪化が進んでいることが明らかになりました。人口の減少も要因となって今後も財政規模の縮小が避けられない環境にある中で、改善のための小さな試みは見られましたが、事業改革などでの收支改善の動きや機運は感じ取れませんでした。

規模が縮小していく歳入に対しては、依存財源の意図的増額が望めぬ以上、歳出の削減しか主体的な現実的対策は見当たらず、性質別歳出区分の経常的経費の見直しが不可欠となります。そのためには、経常的経費を構成する人件費をあえて聖域とせず、全費目にわたって事業の見直し、再編、縮小、改廃にまで踏み込んで、既存事業に組み込まれ固定化している財源と人材を流動化し歳入減に備えるとともに、明日への投資としての新しい事業に必要な財源として備え、活用していくことが求められます。具体的財政政策は適宜の選択肢があろうかと思いますが、今当町に必要なことは可及的速やかな実行であり、確かに

な成果であります。住民の命と暮らしを守るという使命を担う行政として、当町が直面する課題に果敢に取組を進められるとともに、自治体として持続可能な財政の確保に計画的かつ迅速な取組を期待します。

続いて、本年度より特別会計から企業会計に移行した下水道事業会計について決算報告に伴う意見について報告いたします。

大崎上島町下水道事業会計決算意見書、1ページでございます。

審査の対象期間、方法については記載のとおりでございます。

審査の結果は、下水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他関係書類はいずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認めました。

下水道事業会計の概要は次ページ以降のとおりでございますが、11ページに記載しております意見について読み上げて報告とさせていただきます。

11ページです。

令和6年度の経営状況は一定の利益が確保された決算となっているが、一般会計よりの補助金によるものであります。経常収益の経常費用に対する割合である経常収支比率は116.1%で、健全度の評価基準の100%超えており、決して健全とは言えない状況にあります。

今年度より下水道事業会計が企業会計へと移行していますが、町民の生活環境の維持改善に欠かせないものであることから、収入の増と運営費用の削減という基本的な企業努力に努め、持続可能な経営基盤の整備、確立に努めてください。

以上、令和6年度決算審査意見書について、簡略ではありますが、報告させていただきました。

今年度の監査委員は、私と議会選任の浜田幸造さんでした。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで決算審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

○議長（閑田大祐君） お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第9号までを、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託いたします。

なお、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、申し添えておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により、森ルイ議員、末光透議員、赤松良雄議員、下末典和議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました4名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に森ルイ議員、副委員長に下末典和議員が決定しています。

決算特別委員会の設置が整いましたので、令和6年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託いたします。9月11日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

決算認定の審査のため、9月11日から16日までの6日間休会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、9月11日から9月16日までの6日間を休会することと決定しました。決算特別委員会の皆様にはご苦労をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会とし、次回は9月17日9時から開会いたします。

午前11時00分 延会